

令和6年度高知県私立学校運営費補助金交付基準

高知県私立学校運営費補助金交付要綱第3条の規定により交付基準及び算定方法等について、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）及び私立学校振興助成法施行令（昭和51年政令第289号）に定めるもののほか、次のとおり定める。

1 交付基準

（1）小学校、中学校及び全日・定時制高等学校（以下「小学校等」という。）並びに幼稚園及び幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）

ア 小学校等及び幼稚園等の学種に区分し、それぞれの生徒数（児童を含む。以下同じ。）に基づく、各学種の予算に応じて配分する。

イ 補助額は、次の配分項目を、2の算定方法により算定した額の合算とする。ただし、定員を超えて入学させている学校には、一定額の減額措置を行う。

- ① 学校規模の標準となる生徒数に係る「生徒数割」
- ② 学校支出経費の大半を占める人件費に係る「教員数割」
- ③ 40人学級の推進のための「40人学級推進割」
- ④ 情報教育の推進のための「情報化推進割」
- ⑤ ICT支援員等の活用又は教育用コンテンツの研究及び開発の推進のための「ICT教育推進割」
- ⑥ 幼稚園のきめ細かな指導の工夫のための「チーム保育の推進割」
- ⑦ 満3歳児の就園に対応するための「満3歳児就園割」
- ⑧ 幼児教育の多様な展開に対応し、質の高い教育を実施するための「1種免許状保有教員割」
- ⑨ 幼稚園教員の人材確保に関する取組促進のための「人材確保取組促進割」
- ⑩ 教員の能力開発及び資質向上（情報研修分を含む。）の促進並びに学校経営面の考慮等のための「研修費等割」
- ⑪ 学校の安全対策のための「学校の安全対策割」
- ⑫ 総合的見地からの「学校割」
- ⑬ 特色ある教育を推進するための「教育力強化推進割」
- ⑭ 授業目的公衆送信補償金制度に基づく補償金の費用

ウ 補助対象及び補助対象外となる経費については、事業計画書等の各様式に必要事項を明示する。

（2）通信制高等学校

生徒1人当たり81,905円以内とする。ただし、基礎学力の定着と向上に向けた取組、生徒一人ひとりに応じたキャリア支援等、生徒の特性に配慮したきめ細かな支援を実践していると認められる通信制高等学校については、12,000円に当該学校の通信制課程の生徒数を乗じて得た額を加算する。生徒数、総収容定員及び総収容定員超過の場合の取扱いについては、2算定方法の（1）に準ずる。

2 算定方法（通信制高等学校を除く。）

（1）生徒数割

生徒数割は、各学種の予算（40人学級推進割、情報化推進割、ICT教育推進割、チーム保育の推進割、満3歳児就園割、1種免許状保有教員割、人材確保取組促進割、学校の安全対策割及び教育力強化推進割を除く。）の100分の50（小学校は100分の100、幼稚園は100分の45）の配分額とし、各生徒総数（令和6年5月1日現在の学校基本調査による在学生徒数を基にする。以下同じ。）で除した額に各学校の生徒数を乗じて得た額とする。ただし、生徒数（令和6年能登半島地震により転入学した生徒数を除く。）が総収容定員を超える学校における超過人員については、国庫及び県費補助金相当額を除外した単価に超過人数を乗じて得た額とする。

総収容定員の算定に当たっては、募集停止があった場合は、収容定員に含めないものとし、収容定員に変更があった場合（幼稚園を除く。）は、学年の進行に従う。

（2）教員数割（小学校を除く。）

教員数割は、各学種の予算（40人学級推進割、情報化推進割、ICT教育推進割、チーム保育の推進割、満3歳児就園割、1種免許状保有教員割、人材確保取組促進割、学校の安全対策割及び教育力強化推進割を除く。）の100分の43の配分額とし、各教員総数（専任教員数及び時間講師の換算人数の合計。（専任教員については令和6年5月1日現在の学校基本調査を基にした人数を、時間講師については週18時間をもって1人役と換算した人数の70パーセント相当数を対象とする。）以下同じ。）で除した額に各学校の教員数を乗じて得た額とする。ただし、専任教員のうち兼任（設置者が2以上の学校を設置している場合における当該学校間の兼務をいう。）は、兼任する各学校での授業時

数で按分したもの^{あん}を人役換算する。

休職者の取扱いについては、基準日に係る給与を支給している教員を対象とする。

(3) 40人学級推進割（小学校、中学校及び高等学校に限る。）

40人学級推進割は、各学校の収容定員内実員に各学種別の単価を乗じたものを予算枠とし、各学校の生徒総数を各学校の総学級数で除して得た人数に基づき次のように配分する。

ア 小学校

40人以下の学校 $1,130 \text{ 円} \times 100\% \times \text{収容定員内生徒数}$

イ 中学校

① 40人以下の学校 $1,130 \text{ 円} \times 150\% \times \text{収容定員内生徒数}$

② 40人超から45人以下までの学校 $1,130 \text{ 円} \times 80\% \times \text{収容定員内生徒数}$

ウ 高等学校（専攻科を除く。）

① 40人以下の学校 $4,530 \text{ 円} \times 150\% \times \text{収容定員内生徒数}$

② 40人超から45人以下までの学校 $4,530 \text{ 円} \times 80\% \times \text{収容定員内生徒数}$

エ アからウまでにより配分後40人学級推進分予算に残額がある場合は、既に40人学級を達成している各学種の学校ごとに等分して配分する。

(4) 情報化推進割（小学校、中学校及び高等学校に限る。）

情報化推進割は、学校における情報教育の推進を図るため、教育用コンピュータ等をレンタル若しくはリース方式により整備した経費の2分の1（平成29年度以前に契約を締結したものについては全額。）を配分する。

(5) ICT教育推進割（小学校、中学校及び高等学校に限る。）

ICT教育の推進を図るためICT支援員等を活用又は独自の教育用コンテンツ若しくは教材の研究開発（委託経費等）を行っている経費（既製の教材購入は、対象外）を学校に対して予算の範囲内で補助する（情報処理技術者の資格を持っている者又はそれに相当する知識・技能を有する者で、授業の補助又は教員の教材作成等に対して補助、助言等を行える者であり、常勤、非常勤の別は問わない。）。

具体例

○授業におけるパソコン操作等に関する補助及び指導を行う。

○授業で使用する教材作成の際のプログラム作成の補助

○その他、パソコン及び周辺機器、校内のネットワークシステムの運用管理等

ア 小学校

配分 $769 \text{ 円} \times \text{実践している学校の収容定員内生徒数}$

イ 中学校

配分 $883 \text{ 円} \times \text{実践している学校の収容定員内生徒数}$

ウ 高等学校

配分 $721 \text{ 円} \times \text{実践している学校の収容定員内生徒数}$

(6) ティーム保育の推進割（幼稚園のみ）

ティーム保育の推進割は、きめ細かな指導の工夫の観点から次の具体例等のいずれかに該当する取組を行っていると思われる幼稚園等に対して次のように配分する。

具体例

○数名の教員が2学級以上の指導に当たる方法

○グループ単位での教育

○複数教員が学級の担任となる等

配分 $1,944 \text{ 円} \times \text{実践している幼稚園の収容定員内生徒数}$

(7) 満3歳児就園割（幼稚園のみ）

満3歳児就園割は、令和6年5月2日以降に満3歳に達した園児で、令和7年1月始業日現在に在籍する園児（令和6年5月1日現在の学校基本調査による園児を除く。）1人当たり25,344円以内とし、各園の人数により、各園に千円単位で調整し、配分する。ただし、令和6年5月1日現在の園児数と合わせて総収容定員の超過分については、令和6年能登半島地震により転入園した園児に限り、超過した数を限度として配分することができる。

(8) 1種免許状保有教員割（幼稚園等のみ）

1種免許状保有教員割は、各園の収容定員内実員に単価を乗じたものを配分枠とし、各教員総数に占める幼稚園1種免許状を保有する各教員数の割合に応じて次のように配分する。

なお、各教員等の考え方は、教員数割の考え方に準ずる。また、1種免許状保有教員割合は、令和6年5月1日現在の1種免許状を保有する各教員数を各教員総数で除したものとす。

配分方法

- ① 105 円×収容定員内生徒数×1 種免許状保有教員割合
- ② ①により、配分枠に残額が生じた場合は、1 種免許状保有教員が在籍している幼稚園等に均等に配分する。

(9) 人材確保取組促進割（幼稚園のみ）

次の要件を満たし、教員の処遇改善の取組を推進する幼稚園に対して、次のように配分する。

ア 配分要件

所属する専任教員（幼稚園設置基準に定める専任の教諭等。ただし、法人の役員である者を除く。）に対し、処遇改善を目的とした県が定める通常のベースアップ等の基準を超える給与改善を行っていること。また、この給与改善が一時的なものでなく、後年度にわたり効果がおよぶものであること。

イ 配分額

人材確保の取組として給与改善に要した経費の2分の1を重点配分する。ただし、教員1人当たり月額5,000円を上限とする。

(10) 研修費等割（小学校を除く。）

研修費等割は、各学種の予算（40人学級推進割、情報化推進割、ICT教育推進割、チーム保育の推進割、満3歳児就園割、1種免許状保有教員割、人材確保取組促進割、学校の安全対策割及び教育力強化推進割を除く。）の100分の5の配分額の範囲内で次の経費に応じて配分する。

ア 教職員の研修に要する経費（幼稚園のみ）

補助額は、1園の限度額を、50万円とする。

研修経費のうち海外研修については、次の区分ごとの上限額と国等からの補助金額及び個人負担額を差し引いた実費法人支給額（交通費、宿泊費、日当等）の2分の1の額とのいずれか低い方の金額とし、一法人の限度額を50万円とする。

- | | | |
|--------------|----------|------|
| （ア） 短期（1月未満） | ・・・・・・・・ | 20万円 |
| （イ） 長期（1月以上） | ・・・・・・・・ | 40万円 |

イ 人権教育推進に要する経費

ウ 看護に関する学科の経費

看護に関する学科を設置する学校については、看護師養成という社会的要請に貢献していることを考慮し、その職業教育費を補助するため、当該学科

の生徒1人当たり15,000円を定額配分する。

エ がん教育における外部講師の活用に要する経費

(11) 学校の安全対策割

学校の安全対策という事由に基づき、施設整備又は安全対策に要した経費を、予算の範囲内で1校（園）当たり100万円を上限とし、重点配分する。

(12) 減額措置

1の（1）のイの減額措置の一定額は、定員を超過している生徒数に、各学種の予算上の定員外生徒1人当たり単価（交付税分）の2分の1の額を乗じて得た額とする。

(13) 学校割（小学校を除く。）

学校割は、各学種の予算から生徒数割、教員数割、40人学級推進割、情報化推進割、ICT教育推進割、チーム保育の推進割、満3歳児就園割、1種免許状保有教員割、人材確保取組促進割、研修費等割、学校の安全対策割及び教育力強化推進割を除いた額に、減額措置額を加えた額を、各学種ごとの学校数で除して得た額とする。

(14) 教育力強化推進割（中学校及び高等学校に限る。）

教育力強化推進割は、各学校の特色ある教育の推進を図るため、中学校及び高等学校が実施する取組に対して下表のように配分する。

対象事業	具体例	配分の額
ア 学力等の向上対策事業	○学力等の向上サポート 教員、学習支援員、部活動 支援員等の配置 ○学力定着状況調査等受 験料等	（1）対象経費と単価（中高併設校は、1法人当たり950万円以下、高等学校のみの法人は650万円以下）のいずれか低い額（「教員の負担軽減につながる取組」の対象経費は50万円以上とし、50万円を満たさない場合
イ 進路指導の充実事業	○オープンキャンパスへの参加又は企業訪問の実施	

	○進路に対する意識啓発、 進路手引書の作成等	は、その差額分を差し引いた額とする。 (2) 教育教材の充実事業は、300 万円を上限とし、かつ、教育力強化推進割の総額の2分の1以内とする。
ウ 教員の教育力強化事業	○校内、校外又は県外研修への参加 ○学力等の向上対策の研究等	
エ 教育教材の充実事業	○教育のための教材購入費用等	

(注) 対象事業の区分(教育教材の充実事業を除く。)にかかわらず、「教員の負担軽減につながる取組」を配分の対象とする。

「教員の負担軽減につながる取組」とは、教員の負担軽減を目的とした外部の専門人材の活用等をいう。

たり 30 円を上限に加算する。

(15) 授業目的公衆送信補償金制度に基づく補償金の費用

学校の授業の過程における資料のインターネット送信について、教育の現場において、個別の許諾を要することなく、必要な限度で、原則として様々な著作物をより円滑に利用する場合に、学校設置者が文化庁長官の指定管理団体に支払う著作権法(昭和45年法律第48号)第35条第2項(同法第102条第1項において準用する場合を含む。)で規定する補償金の費用について、下表の額を加算する。

学校種	補償金の対象となる生徒1人当たり加算額
幼稚園	66 円
小学校	132 円
中学校	198 円
高等学校	
専攻科以外	462 円
専攻科	792 円

(16) 学校給食に係る保護者負担の軽減に要する費用(とさ自由学校に限る。)

学校給食を実施している学校において、学校設置者が保護者負担を軽減するために要する費用について、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策(令和6年11月22日閣議決定)」の一環として、児童1人1食当